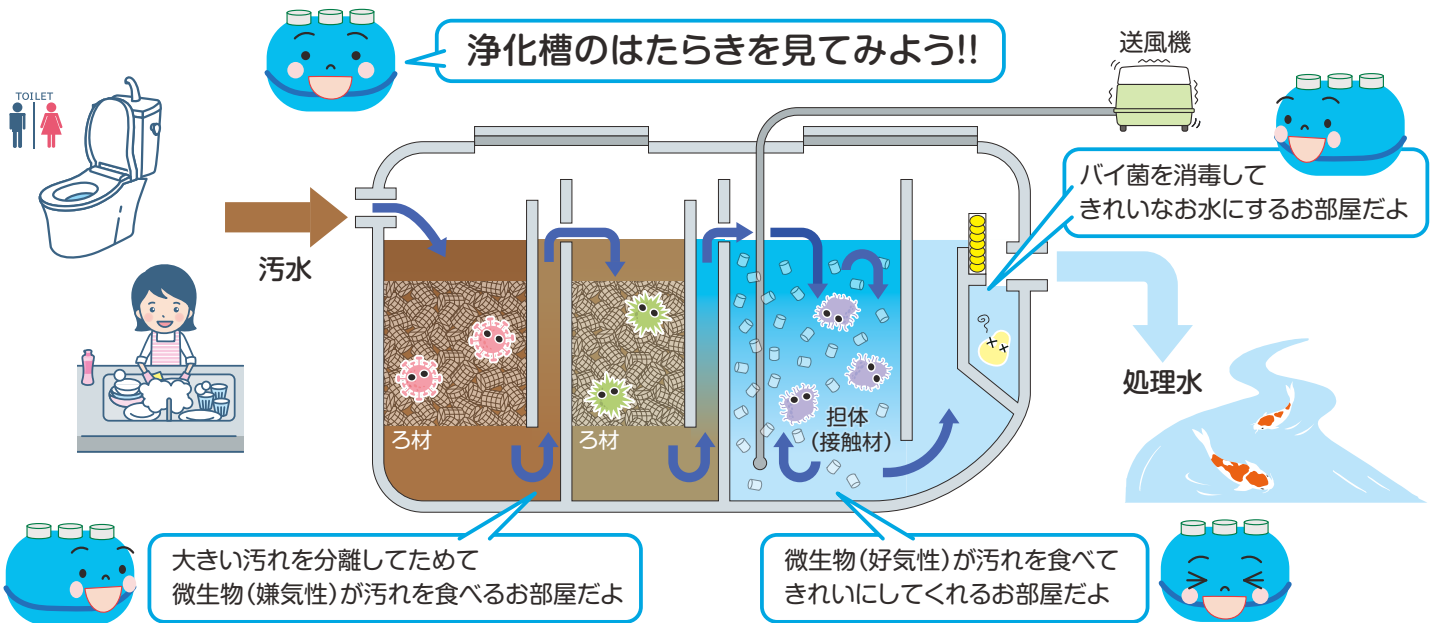


皆さんがお使いの浄化槽は健康ですか？

浄化槽には、人間の出した汚れ(生活排水)をきれいにしてくれる微生物がたくさん暮らしています。**1年に1回の「法定検査」を受検**し、微生物の働きによって汚れたお水がきれいになっているかを確認しましょう！



浄化槽の微生物は、使用する皆さんがしっかりと面倒を見なければ、元気に暮らすことができません。また、微生物の働きは肉眼では分からないため、定期的な**健康診断(法定検査の受検)**が必要です。浄化槽を正しく理解し、ペットを飼うのと同じように責任を持って使いましょう！

浄化槽のお世話

(保守点検・清掃)



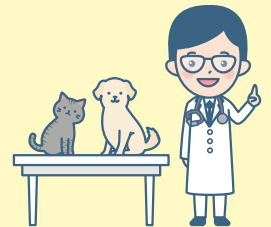
ペットに「ご飯」をあげたり「散歩」に連れて行くように普段のお世話をするのが浄化槽の「保守点検」・「清掃」だよ

保守点検・清掃・法定検査は浄化槽を使うには必要な作業だよ



浄化槽の健康診断

(法定検査)



ペットの「健康診断」と同じように浄化槽の微生物が元気に暮らしているのかを確認するのが浄化槽の「法定検査」だよ

法定検査で何を調べるの？



書類検査

保守点検や清掃の記録などを拝見し、浄化槽の状態や保守点検・清掃の作業状況を確認します。普段の浄化槽の健康状態を確認する問診票のようなものです。

※保守点検・清掃の記録は3年間保存してください。



外観検査

浄化槽の蓋を開けて設備の不具合や稼働状況、付属する配管の破損や詰まりの有無など、適正な状態で汚水の処理が行われているかを確認します。浄化槽の健康状態の診察を行います。



水質検査

浄化槽で処理された水は、公共用水域に放流されます。現地で行う検査に加え、処理水を持ち帰り、約1週間ほどかけて詳しく検査(BOD検査)をすることで、浄化槽が正常に機能しているかを確認します。浄化槽の血液検査のようなものです。



裏面には浄化槽をもっとよく知ることができるお話しがあるからみてね!



水質検査は何を調べてるの？



● pH(水素イオン濃度)

pHとは、水溶液の性質(酸性、アルカリ性)の程度を表す値です。基準値は5.8~8.6と定められており、低すぎても高すぎても自然界の生物に影響を与えてしまいます。

● DO(溶存酸素量)

DOとは処理水に溶け込んでいる酸素の量のことです。微生物も人間と同じように酸素を必要としているので、DOが減少すると、水中の好気性微生物の活動が鈍って腐敗臭がするなど水質悪化の原因となります。

● 透視度

処理水の透明度を目視で確認します。処理水にごりやSS(浮遊物質)の確認を行います。

● 残留塩素濃度

処理水には大腸菌や微生物が存在しており、そのまま公共用水域に放流されると水系感染症(コレラ、赤痢等)の発生原因になり得ます。浄化槽内で、塩素による消毒がきちんとされているかを確認します。

● BOD(生物化学的酸素要求量)

水の汚れ度合い(有機物)を表す指標の1つです。有機物による水質汚濁でBOD値が高くなると、公共用水域では赤潮やアオコなどの発生原因となってしまいます。また、汚濁物質の量は1人1日当たり40g*1とされており、このうち台所、風呂、洗濯等が約70%、し尿が約30%となっています。

さかなが生息できるBOD値(mg/L)*2



ヤマメ:2mg/L



マス:3mg/L



コイ:5mg/L

合併処理浄化槽の放流水の水質基準は20mg/L以下となっています。
(単独処理浄化槽は90mg/L以下です。)

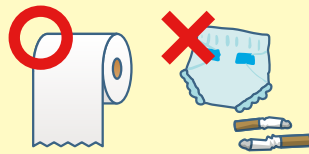
*1 環境省ホームページより *2 生活環境の保全に関する環境基準より



浄化槽の微生物と上手に暮らすポイント



微生物は油汚れを分解するのが苦手です。油脂類は極力流さないでください。



トイレトーパー以外のものは流さないでください。犬や猫などの排泄物も流さないでください。



送風機が稼働しているか、本体の振動や音を定期的に確認してください。止まってしまうと微生物が死んでしまいます。



漂白剤などの薬品は適正量を守りお使いください。微生物の働きを弱め水質悪化の原因となります。

法定検査のよくあるご質問

Q 法定検査で指摘を受けてしまいましたが、どうすればいいですか？

A 浄化槽の維持管理のご契約をされている保守点検業者へご相談ください。また、BOD値が基準値を超過している場合も同様に、保守点検業者に改善方法等をご相談ください。なお、公衆衛生上問題がある場合は管轄行政機関に報告することになっています。行政機関が不具合の改善確認を行うこともありますので、ご了承ください。

Q 保守点検の際にいつも問題ないと言われ、お水もきれいと言われるので検査は必要ないのでは？

A 保守点検・清掃を実施し、浄化槽の処理水がきれいに見えても、BOD値を測定してみると基準値を超えている場合もあります。法定検査では検査結果を管轄行政機関へ報告することになっています。適正に浄化槽が管理されているかを確認する為にも、法定検査の受検が必要です。

静岡県では「浄化槽の適切な維持管理を呼びかける取組」などを静岡県のホームページに掲載しています。



ホームページへのリンク

浄化槽の管理は環境省令で定められており、法に則した適正な管理が必要です。



浄化槽関係法令へのリンク

QRコードを読み込んで静岡県生活科学検査センターのホームページを見てね!!



ホームページへのリンク

静岡県指定検査機関 静岡県環生第1号

一般財団法人 静岡県生活科学検査センター

〒425-0085 焼津市塩津1番地の1 TEL 054-621-5030 FAX 054-621-5450
<https://www.shizuokaseikaken.or.jp/sisetu/jouka.html>

2023年3月作成

